

## Guard Classic D (C052)

## 1. 化学品及び会社情報

製品名	: Guard Classic D (C052)
製品コード	: 28000
製品タイプ	: Powder coating.
製品説明	: 塗料。
供給者を特定する情報	: Jotun Thailand Limited 700/353 Amata Nakorn Industrial Estate (BIP 2) Moo 6, Tumbol Donhualoh, Amphur Muang Chonburi Chonburi 20000 Thailand  Phone: + 66 2 022 9888 Fax: + 66 2 022 9888 , + 66 38 214 375  SDSJotun@jotun.com
緊急連絡電話番号(受付時間)	: Jotun Thailand Limited Phone: + 66 2 022 9888 ext. 2100, 2400, 2404

## 意図される使用

Uses in Coatings – 産業用

発行日/改訂版の日付	: ^ (発効日)
前作成日	: 2018年1月8日

## 2. 危険有害性の要約

GHS 分類 : 分類されていない。

## GHS ラベル要素

注意喚起語	: 注意喚起語なし。
危険有害性情報	: 重大な作用や危険有害性は知られていない。
注意書き	
安全対策	: 粉塵の吸入を避けること。
応急措置	: 該当せず。
保管	: 該当せず。
廃棄	: 該当せず。

他の危険有害性 : 微細な粉塵は空気と混ざると爆発性混合物を生成することがある。  
当物質の取り扱いや加工により、眼、皮膚、鼻及びのどへの物理的刺激の原因となる可能性のある粉塵が発生することがある。  
繰り返し粉塵を吸入すると、呼吸器の炎症あるいは肺障害を誘発することがある。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質／混合物	: 混合物
化学物質を特定する他の方法	: データなし。

## CAS 番号／他の特定名

CAS 番号	: 該当せず。
ENCs 番号	: データなし。
ISHL 番号	: データなし。

### 3. 組成及び成分情報

成分名	%	CAS 番号	官報公示整理番号 (化審法)	労働安全衛生法
ニサンカケイ	≤0.30	7631-86-9	(1)-548	データなし。

本製品の補足的な成分の中には、現在の知識の範囲および該当する濃度において、このセクションで報告が義務づけられている健康または環境に対して有害危険性であると分類される成分は含まれていません。

暴露限界がある場合、セクション8に記載されている。

### 4. 応急措置

#### 必要な応急処置の説明

- 眼に入った場合** : すぐに多量の水で、時々上下のまぶたを持ち上げながら眼をすすぐ。コンタクトレンズの有無を確認し、着用している場合にははずす。炎症が生じた場合、医師の診察を受ける。
- 吸入した場合** : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。症状が現れたら、医師の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合** : 多量の水で、汚染された皮膚を洗浄する。汚染された衣服および靴を脱がせる。症状が現れたら、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合** : 水で口を洗浄する。空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。物質を飲み込んだ場合、被災者の意識があれば少量の水を飲ませる。医師の指示がない限り、吐かせてはならない。症状が現れたら、医師の診断を受ける。

#### 最も重要な急性および遅発性の症状/影響

##### 起こりうる急性毒性

- 眼に入った場合** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。
- 吸入した場合** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。
- 皮膚に付着した場合** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。
- 飲み込んだ場合** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

##### 短期暴露

- 潜在的な遅発性作用** : データなし。

##### 過剰暴露の徴候/症状

- 眼に入った場合** : 特にデータは無い。
- 吸入した場合** : 特にデータは無い。
- 皮膚に付着した場合** : 特にデータは無い。
- 飲み込んだ場合** : 特にデータは無い。

#### 必要に応じた速やかな医師の手当てと必要とされる特別な処置の指示

- 応急措置をする者の保護** : 人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。
- 医師に対する特別な注意事項** : 症状に対応した対処療法を行うこと。大量に摂取あるいは吸引した場合は、直ちに毒物治療の専門医に連絡する。
- 特定の治療法** : 特定の治療法はない。

有害性情報を参照(セクション11)

### 5. 火災時の措置

#### 消火剤

- 消火剤** : 火災に応じた消火剤を使用する。
- 不適切な消火剤** : 認知済みのものは無し。

**火災時の措置に関する特有の危険有害性** : 特定の火災爆発の危険有害性はない。

#### 有害な熱分解生成物

- 微細な粉塵は空気と混ざると爆発性混合物を生成することがある。
- 有害な熱分解生成物** : 分解生成物には以下の物質が含まれることがある:  
二酸化炭素  
一酸化炭素  
硫黄酸化物類  
金属酸化物

## 5. 火災時の措置

- 消防士用の特別な防具と予防措置** : 火災が発生したら、すみやかに火災現場から人員を退避させ現場を隔離する。人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。
- 消火を行う者の保護** : 消火を行う者は適切な保護器具と、陽圧モードで動作するフルフェイス部分を備えた自給式の呼吸器具を装着しなければならない。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- 緊急時要員以外の人員用** : 人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。周辺地域の人々を避難させる。関係者以外ならびに保護用具を着用していない作業員の入室を禁じる。漏出した物質に触れたり、その上を歩いたりしてはならない。適切な個人保護装置を着用する。
- 緊急時の責任者用** : 流出分の取り扱いに専用衣類が必要な場合には、適切および不適切な物質に関するセクション8に記載の情報に注意しなければならない。「緊急時要員以外の人員用」の情報も参照。

- 環境に対する注意事項** : 漏出した物質や流去水の拡散、および土壌、水路、排水溝下水道との接触を回避する。製品が環境汚染(排水、水路、土壌または大気)を起したときは、関係する行政当局に報告する。

### 封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 少量流出** : 漏出区域から容器を移動する。物質を吸い取るか拭き取り、ラベル表示した廃棄容器に収容する。許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処分する。
- 大量流出** : 漏出区域から容器を移動する。下水溝、水路、地下室または密閉された場所への侵入を防止する。物質を吸い取るか拭き取り、ラベル表示した廃棄容器に収容する。許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処分する。注意: 接触時の情報はセクション1を、廃棄処理はセクション13を参照して下さい。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 安全に取扱うための注意事項

- 保護措置** : 適切な個人保護具を使用すること(セクション8を参照)。
- 一般的な職業衛生に関する助言** : 本物質の取扱い、保管、作業を行う場所での飲食および喫煙は厳禁。作業者は飲食、喫煙の前に手を洗うこと。飲食区域に入る前に汚染した衣類と保護具を脱ぐこと。同様にセクション8の衛生措置に関する追加情報も参照。

- 安全に保管するための注意事項** : 現地の法規制に従って保管する。元の容器に入れ、換気の良い乾燥した冷所で直射日光を避け、混合禁止物質(セクション10を参照)および飲食物から離して保管する。使用直前まで、容器は固く閉め封印して保管する。いったん開けた容器は入念に再密閉し、漏出を防ぐため直立させて保管する。ラベルのない容器に保管してはならない。環境汚染を避けるために適切な容器を使用する。
- 技術データシートをご覧ください。/パッケージングについての詳細情報

## 8. ばく露防止及び保護措置

### 許容濃度

#### 曝露限界

Exposure limits:  
Nuisance dust, total, 10 mg/m<sup>3</sup>  
Nuisance dust, respirable 4 mg/m<sup>3</sup>

- 適切な技術的管理** : 全体換気装置は作業者が暴露される空中浮遊物質濃度の管理に十分なものを使用する。

- 環境暴露管理** : 換気装置および作業工程装置からの排出物を検査し、環境保護の法律規制の要件に適合していることを確認しなければならない。場合によっては排出物を許容レベル以下に下げするために煙霧清浄機やフィルター、あるいは行程装置の技術的改良が必要になることもある。

### 個人の保護措置

- 衛生対策** : 化学製品の取り扱い後は、食事、喫煙、およびトイレの使用前、さらに作業時間の最後に、両手、両腕の肘から手首までの部分、また顔を十分に洗う。汚染された可能性のある衣類を取り除く際には、適切な技術を用いる。汚染された衣類は、再着用の前に洗濯する。作業場所の近くに洗眼スタンドと安全シャワーが設置されていることを確認する。
- 呼吸用保護具** : 作業員が曝露限度を超える濃度に暴露されるときは、適切な認定呼吸用マスクを着用しなければならない。ダストが生成され、換気が不十分な場合には、ダスト/ミストを防ぐために呼吸マスクを使用する。(FFP2 / N95)。

## 8. ばく露防止及び保護措置

- 手の保護具** : あらゆる個々の化学物質または化学物質の混合物に対して無制限の耐性を与える手袋の材料または材料の組み合わせは存在しない。  
浸透時間は製品の使用限度時間より長くなければならない。  
手袋製造業者から提供される用途、保管、保守および交換に関する指示と情報に従わなければならない。  
手袋は定期的および手袋の材料に対する何らかの損傷の徴候が現れたときに交換しなければならない。  
手袋に欠損が無いことおよび正しく保管され正しく使用されていることを常に確認すること。  
手袋の性能または効果は物理的/化学的損傷と保守の不備により低減することがある。  
皮膚の露出部分を保護するため保護クリームを塗布してもよいが、いったん暴露した後は保護クリームを塗布してはならない。  
手袋の材質を適切に選択するには、耐薬品性と浸透時間に焦点を当て、耐薬品性手袋の供給者に相談する。  
使用者のリスクアセスメントに記載されているように、使用者は、本製品の取扱いのため選ばれた手袋の種類 of 最終的な選択が、最も適切かつ使用の特定条件を考慮したものであることを確認する義務がある。
- 保護眼鏡/保護面** : リスク評価によって必要とされる場合は、液体の飛まつ、ミスト、ガスあるいは塵埃への暴露をさけるため、承認された基準に合格した安全眼鏡を着用する。接触の可能性がある場合、評価によってより高次の保護が指摘されている場合を除いて次の保護具を着用しなければならない: 側方シールド付の保護眼鏡。
- 皮膚の保護**
- 身体保護具** : 作業者の身体保護衣は、行う作業の内容および関連するリスクに基づいて選択しなければならず、さらにこの製品を取り扱う前に専門家の承認を受けなければならない。
- その他の皮膚保護具** : この製品を取り扱う前に、行う作業とそれに付随するリスクに基づき適切な履物および何らかの追加的な皮膚保護具を選択し、専門家の認可を受けなければならない。

## 9. 物理的及び化学的性質

### 外観

- 物理的状态** : 固体。粉末。
- 色** : 多様な
- 臭い** : 無臭。
- 臭いのしきい** : 該当なし
- pH** : 該当なし
- 融点(粉塵)** : 85 - 115 ° C
- 沸点** : 該当なし
- 引火点** : 該当なし
- 蒸発速度** : 該当なし
- 燃焼性(固体, 気体)** : 微細な粉塵は空気と混ざると爆発性混合物を生成することがある。
- 爆発限界下限(粉塵)** : 30 g/m<sup>3</sup> (EN 14034-3)
- 最低発火エネルギー (mJ)** : 10 - 30 (EN 13821)
- 蒸気圧** : 該当なし
- 蒸気密度** : 該当なし
- 比重** : 1.2 から 1.9 g/cm<sup>3</sup> (ISO 8130-2/-3)
- 溶解度** : 以下の物質に不溶性: 冷水 および 温水。
- n-オクタノール/水分配係数** : 該当なし
- 自然発火温度** : >450° C
- 分解温度** : 230°C (446°F)
- 粘度** : 該当なし

## 10. 安定性及び反応性

- 反応性** : この製品またはその成分に関しては、反応性に関する利用可能な具体的試験データはない。
- 化学的安定性** : 製品は安定である。
- 危険有害反応可能性** : 通常の貯蔵および使用条件下では、有害な反応は起こらない。

- 避けるべき条件** : 取り扱い時に粉塵の生成を避け、着火の原因となり得るものすべて(火花または火炎)を避ける。  
静電気防止対策を講じる。  
火災や爆発を防止するため、容器を接地して運搬中の静電気を放電させると共に、物質を移し換える前に容器と用具を電氣的に接続する。

## 10. 安定性及び反応性

粉塵の貯留を防止する。

混触危険物質

: 該当せず。

危険有害な分解生成物

: 通常の保管及び使用条件下では、危険な分解生成物は生成されない。

微細な粉塵は空気と混ざると爆発性混合物を生成することがある。

## 11. 有害性情報

### 毒物学的作用に関する情報

#### 急性毒性

製品 / 成分の名称	結果	種類	投与量	暴露時間
ニサンケイ	LD50 経口	ラット	3160 mg/kg	-

#### 刺激性/腐食性

使用不可

#### 感作

使用不可

#### 変異原性

使用不可

#### 発がん性

使用不可

#### 生殖毒性

使用不可

#### 催奇形性

使用不可

#### 特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)

使用不可

#### 特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)

使用不可

#### 呼吸に対する危険有害性

使用不可

可能性のある暴露経路についての情報 : データなし。

#### 起こりうる急性毒性

眼に入った場合

: 重大な作用や危険有害性は知られていない。

吸入した場合

: 重大な作用や危険有害性は知られていない。

皮膚に付着した場合

: 重大な作用や危険有害性は知られていない。

飲み込んだ場合

: 重大な作用や危険有害性は知られていない。

#### 物理的・化学的および毒物学的な特性に関連する症状

眼に入った場合

: 特にデータは無い。

吸入した場合

: 特にデータは無い。

皮膚に付着した場合

: 特にデータは無い。

飲み込んだ場合

: 特にデータは無い。

#### 遅発性および即時性の影響ならびに短期および長期の暴露による慢性的な影響

##### 短期暴露

潜在的な即時性作用

: データなし。

潜在的な遅発性作用

: データなし。

##### 長期暴露

## 11. 有害性情報

潜在的な即時性作用 : データなし。

潜在的な遅延性作用 : データなし。

### 健康への慢性効果の可能性

使用不可

概要 : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

発がん性 : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

変異原性 : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

催奇形性 : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

発育への影響 : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

生殖能力に対する影響 : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

### 毒性の数値化

#### 急性毒性の推定

使用不可

## 12. 環境影響情報

### 毒性

使用不可

### 残留性・分解性

使用不可

### 生体蓄積性

使用不可

### 土壌中の移動性

土壌/水分配係数(K<sub>oc</sub>) : データなし。

移動性 : データなし。

### オゾン層への有害性

: 該当せず。

### その他の悪影響

: 重大な作用や危険有害性は知られていない。

## 13. 廃棄上の注意

### 廃棄方法

: 廃棄物の発生は避けるか、あるいは可能な限り少なくする必要がある。この製品、製品の溶液およびあらゆる副生成物の処分は、常に環境保護および廃棄物処理に関する法律の定める要求事項、および現地法の定める要求事項に従わなければならない。余剰またはリサイクルできない製品は許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処理する。管轄当局の要件に完全に準拠しない限り、廃棄物を無処理で下水道に流してはならない。不要な包装材料は再利用しなければならない。焼却または埋め立ては、再利用が不可能な場合にのみ検討すべきである。この材料およびその容器は安全な方法で廃棄しなければならない。空の容器や中袋に製品が残留している可能性がある。漏出した物質や流去水の拡散、および土壌、水路、排水溝下水道との接触を回避する。

## 14. 輸送上の注意

	UN	IMDG	IATA
国連番号	規定なし。	規定なし。	規定なし。
品名(国連輸送名)	-	-	-

## 14. 輸送上の注意

国連分類(輸送における危険有害性クラス)	-	-	-
容器等級	-	-	-
環境有害性	該当せず。	該当せず。	該当せず。
追加情報	-	-	-

## ADR / RID

**使用者のための特別な予防措置** : 使用者の施設内での輸送: 直立型の安定した容器に入れて輸送する。本製品の輸送者が事故や漏出の際の対処法を理解していることを確認する。

## 15. 適用法令

## 消防法

該当せず。

消防法 - 妨害物質 : 非該当

指定可燃物 : データなし。

指定数量 : データなし。

## 海事安全

## 危険物の海上運送規制に関する通達

該当せず。

## 容器等級

該当せず。

## 労働安全衛生法

## 特定化学物質の用途

該当せず。

## ラベルに関する規定

成分名	%	状況	政令番号
シリカ	≤0.30	該当	-

## 名称等を通知すべき危険物及び有害物

成分名	%	状況	政令番号
二酸化ケイ素	≤0.30	該当	312

## 発がん性物質

該当せず。

## 変異原性物質

該当せず。

腐食性液体 : 非該当

労働安全衛生法: 別表第一 : データなし。

鉛中毒予防規則 : 非該当

四アルキル鉛中毒予防 : 非該当

製造の許可を受けるべき有害物 : 非該当

製造等が禁止される有害物等 : 非該当

## 15. 適用法令

危険物 : 非該当

有機則 : データなし。

### 化審法

該当せず。

### 毒物及び劇物取締法

該当せず。

### 化学物質排出把握管理促進法(PRTR)

該当せず。

日本産業衛生学会 発がん : 非該当

性物質

海洋汚染および海洋災害防止法 : データなし。

道路法 : データなし。

特別管理産業廃棄物リスト : 非該当

日本インベントリ : 日本インベントリ(ENCS)(既存及び新規化学物質): 未確定。  
日本インベントリ(ISHL): 未確定。

### 国際規格

化学兵器禁止条約リストスケジュールI、II、IIIの化学物質

非該当。

モントリオール議定書(付属文書A、B、C、E)

非該当。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

非該当。

事前通報承認制度(PIC)に関するロッテルダム条約

非該当。

POPおよび重金属に関するUNECEオルフス(Aarhus)議定書

非該当。

### 国際リスト

#### 国別目録

オーストラリア : 未確定。

カナダ : 未確定。

中国 : 未確定。

ヨーロッパ : 未確定。

マレーシア : 未確定。

ニュージーランド : 未確定。

フィリピン : 未確定。

大韓民国 : 未確定。

台湾 : 未確定。

トルコ : 未確定。

米国 : 未確定。



## 16. その他の情報

### 履歴

印刷日 : 15.01.2018  
発行日/改訂版の日付 : ^(発効日)  
前作成日 : 2018年1月8日  
バージョン : 1.04

### 分類を行うために使用する手順

分類	正当化
分類されていない。	

参照 : データなし。

前バージョンから変更された情報を指摘する。

### 注意事項

我々の知る限りにおいて、ここに記載した情報は正確です。しかしながら、上記の供給業者あるいはその子会社のいずれも、ここに記載した情報の正確さあるいは完全性に関していかなる責任も負うものではありません。製品の適合性については、ご使用各位の責任において決定してください。全ての物質は未知の危険有害性を含んでいる可能性があるため、取り扱いには細心の注意が必要です。ここには特定の危険有害性が記載されていますが、これらが存在する唯一の危険有害性であることが保証されているものではありません。